

判決年月日	平成 1 6 年 1 0 月 1 9 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 1 部
事 件 番 号	平成 1 6 年 (ネ) 3 3 2 4 号		
いずれも大手家電量販店である X 及び Y の間で、 Y が「 X よりも安くします」という文言を Y の店舗の外壁に掲げ、また店舗内のポスターに印刷して表示したことについて、不法行為（景品表示法違反，独占禁止法違反，営業妨害及び名誉毀損）に基づく X の Y に対する損害賠償請求並びに不正競争防止法に基づく損害賠償請求及び差止請求をいずれも棄却した原判決を維持した事例			

（関連条文）

民法 709 条、不当景品及び不当表示の規制に関する法律 4 条 2 号、独占禁止法 19 条、不正競争防止法 2 条 1 項 13 号及び 14 号

（事案の概要）

Y は、「X より安くします（してます）」という本件表示を店舗外壁に大書し、また、店舗内にも同様の表示を含むポスターを掲出した。

X は、本件表示の実施は不法行為及び不正競争行為に当たると主張し、その撤去を求めるとともに、本件表示が掲示されていた期間中に X の競合店舗において減少した粗利益額として 9636 万円、慰謝料として 1 億円の支払を求めた。

（結論）

X の請求を棄却した原判決を維持

（理由）

(1) Y の店舗に掲出された本件表示を見た一般消費者が、Y の当該店舗が取り扱う全ての商品について必ず X の競合店舗よりも安く購入できるという確定的な認識を得るものとは認められない。むしろ、一般消費者は、これを単なる企業姿勢の表明として理解するか、主要な商品についての店頭表示価格が原則として X の競合店舗よりも安く設定されており、安くなっていない場合には値引きの交渉ができるという期待を抱くにとどまるものと解される。そして、本件の場合、このような期待に沿う実態は存在すると認められるので、本件表示が景品表示法に違反する不当表示であると解することはできない。また、本件表示が、X の営業をことさらに妨害したり X の社会的評価を低下させるような目的及び効果を有するものとも認められない。市場における競争は本来自由なものであることも考慮すれば、本件表示の実施が X に対する不法行為となることはない。

(2) 本件表示は、商品の価格に関するものであって、商品や役務の質または内容に関する表示ではないから、不正競争防止法の規制の対象とはならない。したがって、同法違反に基づく損害賠償請求及び差止請求も理由がない。

